

## 第2号議案

### 定款の変更

#### 1. 定款変更の経緯

2018年9月3日に行われた立入り検査で地すべり学会の定款について、以下を変更した方が良いとご指導・ご助言を受けた。

- ① 理事会の招集案内の方法（地すべり学会定款 35 条 4）
- ② 公告の方法（地すべり学会定款 50 条）

#### 2. 内閣府との変更協議

- ① 日時：2019年3月25日 10:00～10:30
- ② 出席者：内閣府 公益認定等委員会事務局 佐藤泰司上席審査監督調査官  
地すべり学会 八木会長、柴崎総務部長、鈴木事務局長
- ③ 場所：公益認定等委員会事務局 会議室

#### 3. 協議結果

##### (1) 理事会の招集案内の方法（地すべり学会定款 35 条 4）

イ) 地すべり学会の定款では、理事会の招集は、「書面をもって少なくとも7日前までに通知」で行う必要があるとしているが、実際には電子メールによる文章で行っている。運用実態に合わせて定款を変更する必要がある。また、「通知」という招集方法では、通知したい相手が不在で通知を受け取れない場合は、無効になってしまう。「通知」を「発信」に改めると良い。

ロ) 通常社員総会の直後に理事会を行う場合等、上記イ) の手続きが困難な場合の対応として、法人法第94条2に示すように、理事及び監事全員の同意を得て開催する方法がある。

### (変更した定款の条文)

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面  
あるいは電子メールによる文書をもって、少なくとも7日前までに通知発信しな  
なくてはならない。もしくは、理事及び監事全員の同意が得られた場合とする。

### (2) 公告の方法(地すべり学会定款 50 条)

- イ) 公告は官報に掲載する方法としている。しかし、地すべり学会では官報に公告せず  
に、法人法第 128 条第 3 項の社員総会后 5 年間、継続して電磁的方法により不特定  
多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置（ホームページへの掲載）を  
とっている。運用実態に合わせて、「法人法第 331 条第 3 項の電子公告」へ改めた方  
が良い。ただし、この場合、登記の変更を伴うので注意して欲しい。
- ロ) 社員総会で、定款の変更が承認され、登記を終えたら変更した定款を内閣府へ提出  
して欲しい。

### (変更した定款の条文)

第 50 条 この法人の公告は、~~官報に掲載する方法により行う。~~電子公告により行  
う。

### (3) 役員が交替し新会長が就任するまでの間の理事会の議長は誰が行うのかが不明確(定款28 条 役員任期)

- イ) 法人法第 79 条に「代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた  
場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表  
理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。」とされている。従って、  
法人法第 79 条の条文を定款に入れれば良い。
- ロ) 従って、役員が交替し新会長が就任するまでの間の理事会の議長は、前会長が行う。

### (追加した定款の条文)

- 5 代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新  
たに選定された代表理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

以上

# 公益社団法人 日本地すべり学会 定款

## 第6章 役員

(役員任期)

- 第28条 役員任期の始期は当該役員が選任決議された時とし、終期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が欠けたとき、社員総会において、補欠の役員を選任する。
  - 3 前項の規定により補欠の役員として選任された者の任期の終期は、欠けた役員の任期の終期と同じとする。
  - 4 役員は、第25条に定めるところの定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
  - 5 代表理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事が就任するまで、代表理事としての権利義務を有する。

## 第7章 理事会

(招集)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、第34条第3項第2号又は同第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 会長により、臨時理事会が遅滞なく招集されない場合、あるいは会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事あるいは各理事が理事会を招集する。
  - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電子メールによる文書をもって、少なくとも7日前までに通知発信しなくてはならない。もしくは、理事及び監事全員の同意が得られた場合とする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、~~官報に掲載する方法により行う。~~電子公告により行う。

## 附 則

附則（令和元年6月14日 通常社員総会決議）

この規則は、令和元年6月14日に一部改定したもので、同日から施行する。